平成21年度

定期監查結果報告書

志摩市監査委員

監 査 第 1 4 号 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

志 摩 市 長 様 志 摩 市 議 会 議 長 様 各部課(局・室・所・施設)長 様

志摩市監査委員 山川 泰規

志摩市監査委員 中川弘幸

平成21年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、 その結果を次のとおり報告する。

目 次

1.	監律	で変	施生	∓月E	日及て	が監査対象箇所	1
2.	監	查	の	種	別		2
3.	監	查	の	方	法		2
4 .	蒕	查	の	主	眼		2
5.	監	查	の	結	果		2
	全	般的	共	通事	項		3
	各部	部課に	関	する事	耳		4
	議	会	事	務	局		4
	総		務		部		4
	企		画		部		6
	市		民		部		6
	生	活	環	境	部		7
	健	康	福	祉	部		9
	産	業	振	興	部		0
	建		設		部		0
	上	下	水	道	部		1
	病	院	事	業	部		2
	出		納		室		2
	教育	育委!	員会	事務	易局		3
	農	業委員	員会	事務	易局		4
	監	查 委	員	事務	局	1	4

1.監査の実施年月日及び監査対象箇所

定期監査等実施年月日	実施対象箇所
平成 21 年 5月 12 日	市長公室·財政課·総務課·地域防災室
平成 21 年 5月 15日	企画政策課·情報政策課·検査契約課·議会事務局
平成 21 年 5月 19日	農林課·農業委員会事務局·水産課·観光戦略室·商工課
平成 21 年 6月 2日	保険課·介護保険課·環境課·美化衛生課
平成 21 年 7月 3日	ふくし総合支援室・人権啓発推進課・子育て支援課・出納室
平成 21 年 7月 14 日	市民課・健康推進課・総合保健センター・下水道課・水道課
平成 21 年 7月 17日	収税課·課税課·生涯学習人権教育課·教育総務課
平成 21 年 7月 24 日	建設整備課·住宅営繕課·都市計画課·地域福祉課
平成 21 年 8月 7日	学校教育指導課・スポーツ食育課
平成 21 年 9月 4日	片田小学校・片田幼稚園・志摩 B&G 海洋センター・志摩学校給食センター
平成 21 年 10 月 1日	鵜方幼稚園·神明幼稚園
平成 21 年 11 月 4日	越賀保育所・越賀中学校・越賀小学校・志摩清掃センター
平成 21 年 11 月 9日	浜島支所・浜島診療所・RDF施設エコフレンドリーはまじま・磯部清掃センター
平成 21 年 11 月 20 日	布施田小学校·布施田幼稚園·布施田保育所·志摩分室·志摩図書館
平成 21 年 11 月 26 日	磯部中学校·磯部幼稚園
平成 21 年 12 月 1日	的矢中学校
平成 21 年 12 月 28 日	磯部支所
平成 22 年 1月 8日	大王清掃センター・大王支所・和具幼稚園・志摩支所
平成 22 年 1月15日	御座小学校·御座保育所·和具小学校·和具中学校
平成 22 年 1月 22 日	和具保育所・志摩子育て支援センター・志摩放課後児童クラブ・片田保育所
平成 22 年 2 月 5 日	国府児童館·国府幼稚園·安乗中学校·東海中学校
平成 22 年 2 月 12 日	 阿児清掃センター·文岡中学校·志摩市民病院·片田中学校·監査委員事務局

2. 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3.監査の方法

監査を実施するに当たっては、各課(所属)から提出された定期監査調書及び関係書類等について、監査委員事務局職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象課(所属)長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うと共に、各施設においては現地に出向き監査を実施した。

また、前年度の定期監査において、指摘した事項について提出を求めた「措置状 況調査表」に基づいて、その報告のとおりに措置されているかも併せて確認した。

一方、本年度現地監査の対象外となった施設については、提出された監査資料を もとに書面監査を行い、確認すべき事項は直接聞き取りを行う方法で実施した。

なお、平成21年11月10日付けで、議会選出監査委員の改選があったため、 10月31日以前は山川 泰規、杉木 弘明が、11月10日以降は山川 泰規、 中川 弘幸が監査を行った。

4.監査の主眼

平成20年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務(必要に応じて平成21年度分を含む。)の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼として監査した。

5. 監査の結果

対象とした各課等の事務の執行については、おおむね適正に執行されているもの と認められた。

また、前年度の指摘事項に対する講じた措置状況については、ほぼ報告どおりの内容で措置されていたが、一部に改善を要する事項が見受けられたため是正するよう指示した。これまでにも監査の結果において指摘した事例については、その都度改善を求めてきたところであるが、今回の監査結果においても過去に指摘した事例と同様な事例があり、改善が見受けられない状況もあった。

なお、監査の結果は次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項に ついてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目は前年度に引き続き指示し た。

全般的共通事項

今年度の定期監査を通じて、各課(所属)において共通した指摘・要望事項があったので、 次のとおり述べる事とする。

- (1) 随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、適正に事務処理されることを要望する。
- (2) 補助金交付団体等については、以前に比べて改善は見られるが、主管課でその団体の 経理事務を行っている状況がまだ見受けられるので、各団体の事務体制も自主、自立の 運営が図れるように引き続き推進されたい。
- (3) 市有財産の適正及び効率的な財産管理を行うためには、公有財産台帳の整備は重要なものと考えるが、各部署(施設)においては財産に関する帳簿が適正に文書管理されていない状況が見受けられた。正確なデータを把握するためにも、土地や施設の図面等、詳細な公有財産関係書類の整備、保管に努められたい。
- (4) 文書管理については、「志摩市文書管理規程」で具体的に処理方法が示されている。しかし、多くの部署において適切に事務処理がなされていない場合があるように見受けられたので、今後は文書管理規程等に留意して処理されるよう要望する。

また、郵便切手等受払簿について、受払簿への適正な記録と残高確認がなされていないなどの事例が見受けられたので、「志摩市文書管理規程」の規定に基づいた適正な管理に努められたい。

各部課に関する事項

【議会事務局】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

【総務部】

監査対象 「市長公室·総務課·地域防災室·財政課·検査契約課·各支所」

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(市長公室)

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

文書管理について、備品台帳が文書管理目録に未記入であったので適正な事務処理をされたい。

広報紙(広報しま)やホームページ等は、全市内外に向けて情報発信を目的としており 広報機能は重要な役割であるが、ともに本年度はリニューアルしており、見やすく、簡潔に わかりやすい情報提供を図ることができるように改善されていたので、引き続き改善に努め られたい。

(総務課)

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

定員適正計画による職員の削減や、日常業務の高度化、複雑化等により職員の職務に対する負担が増加しているものと思われるが、健康管理、労働条件に配慮しつつ研修等を実施することにより、市民の要望や信頼に対応できる人材の育成に努められたい。

また、メンタルヘルス対策について、さらなる積極的な取り組みが進められることを望む。 文書管理について、多くの部署において適切な文書管理がなされてなかったので、 「志摩市文書管理規程」に基づき事務処理するようさらに周知、指導されたい。

(地域防災室)

文書管理について、備品台帳が文書管理目録に未記入であったので適正な事務処理をされたい。

防災、防犯、交通安全のまちづくりを市民、地域、各種団体、学校等と協働して実践し、 安心安全のまちづくりに引き続き努められたい。

(財政課)

文書管理について、備品台帳が文書管理目録に未記入であったので適正な事務処理をされたい。

厳しい財政状況下において、担当課としては苦慮されているところであるが、平成22年度予算編成にあたって「志摩市財政健全化アクションプログラム」を策定し、それをもとに志摩市の財政計画を策定した。今後も社会経済情勢の変化等に対応しつつ柔軟な財政計画の見直しを行いながら、市民に対し積極的に情報を提供し、財政状況への理解を高めてもらうと同時に、安易に財政調整基金や地方債に頼りすぎることのない予算の編成に努められたい。

公有財産台帳の整備を推進されるとともに、各部署へも公有財産関係書類の整備と保管を指導、周知されたい。未利用の市有地については、売却や貸付等を含めさらに財産の有効活用を図られたい。

(検査契約課)

契約係においては、今後も市民から信頼される入札契約制度の改革改善に努められたい。また、随意契約について、各部署により書類不備等誤った事務処理が見受けられたので、随意契約に関する事務取扱マニュアルを整備するなど、引き続き周知及び指導に努められたい。

検査係においては、成績評価制度を導入したことにより、検査職員及び監督職員等の 専門的な知識が必須となり、研修の実施等知識の向上に引き続き尽力されたい。

(浜島支所)

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

(大王支所)

特に述べることはない。

(志摩支所)

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

(磯部支所)

特に述べることはない。

【企画部】

監査対象 ſ 企画政策課·情報政策課

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(企画政策課)

今年度は、施設の統廃合や事務事業の見直し等財政健全化を目指す指標づくりのため「志摩市財政健全化アクションプログラム」が策定された。また、「志摩市行財政改革実施計画(平成17年度~21年度)」については、毎年見直しを行い効率的な行政を目指して取り組まれている。22年度より新たな5年間実施計画が策定されるが、アクションプログラムの方針との整合性をふまえつつ市民に対し積極的に情報を提供し、財政健全化に向けて引き続き尽力されたい。

補助金交付団体等については、以前に比べて改善は見られるが、その団体の事務体制も自主、自立の運営が図れるように引き続き推進されたい。

(情報政策課)

日頃からセキュリティ対策については万全を期され、適正に行われているところであるが、 セキュリティの確保及び個人情報の漏えい防止と保護に引き続き努められたい。

随意契約締結について、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、 見積書の徴収がなされているが、競争原理が働きにくい状況がある。見積額が適正な予定 価格であるのか、また、同じ相手方と契約締結している市町と共同で見積額等研究の余地 もあるのか検討されたい。

【市 民 部 】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(市民課)

窓口業務については、全庁的に窓口のワンストップサービスを目指し取り組み、また、昨年度は支所窓口での受付事務が処理完了までに時間を要していたが、支所との連携により受付処理時間が短縮し改善された。引き続き市民の目線に立った対応に心がけ、市民サービスの向上に努められたい。

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

(課税課)

自主財源の根幹をなす市税は市政の運営に大きな影響を与えるものである。税法等の 改正にともない、市税の賦課に当たっては職員の専門的知識を深めつつ、適正な課税に 努めている。今後も課税資料の収集及び課税客体の的確な把握を行い、引き続き自主財 源の確保に努められたい。

また、市税に関する理解を深めてもらうためにも、税法の改正内容について市民に分か りやすい広報等、周知に努められたい。

(収税課)

厳しい財政状況の中、自主財源の根幹をなす市税及び国民健康保険税の収納率の向 上、並びに、税の公平性の観点からの時効による徴収権の消滅の防止等については、引 き続き三重地方税管理回収機構と連携しながら積極的に対応されるよう望む。

景気の低迷や事業不振等によって、徴収状況も厳しくなっているが、差し押さえ財産の インターネット公売、各所属の収納担当者とともに勉強会を定期的に開催するなど、市税 等の滞納解消に向けた取り組みが積極的に行われ具体的に成果となっているので、引き 続き努力されたい。

(保険課)

国民健康保険事業については、少子高齢化が進む中で、医療費の増加や保険税の収 納率の伸び悩みなどにより、ますます厳しい運営状況となることが予測されることから、国 民健康保険税の収入確保には引き続き努力されたい。

随意契約締結について、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、 見積書の徴収がなされているが、競争原理が働きにくい状況がある。見積額が適正な予定 価格であるのか、また、同じ相手方と契約締結している市町と共同で見積額等研究の余地 もあるのか検討されたい。

【生活環境部】

監査対象 (人権啓発推進課・環境課・美化衛生課・RDF施設エコフレン ドリーはまじま・大王清掃センター・志摩清掃センター・阿児清掃 センター・磯部清掃センター

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(人権啓発推進課)

住宅新築資金等貸付事業の償還業務については、借受人の高齢化、世代交代等の 様々な問題を抱えているが、引き続き未済額の解消に向けて努力されたい。

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1 項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

(環境課)

合併処理浄化槽の設置補助については、生活排水対策及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、適正な維持管理や単独浄化槽からの転換の推進を図るとともに、合併処理浄化槽設置の効果を住民に分かりやすく説明され、設置補助事業の継続拡大に努められたい。

また、「新しい里うみ」の創生を目指した取り組みについては、陸域と海域を一体として捉え、各種事業を活用しながら「総合的な沿岸管理」に向けた推進手法の確立を図っていくとともに、環境意識の高揚を図り、これまでの科学的なモニタリングで得たデータを活用しながら英虞湾の再生に向けて尽力されたい。

(美化衛生課)

不法投棄については、関係者との連絡を密にして引き続き対応に努められたい。なお、 各清掃センターや最終処分場、火葬施設等老朽化が進んでいる中で、施設等で従事する 職員においては、事故防止や安全確保を心がけるとともに、健康管理にも十分留意された い。 また、各清掃センター及び最終処分場の統廃合については、経費削減を図るために も、早期に実現できるよう努められたい。

(RDF施設エコフレンドリーはまじま)

郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要であることから、郵便切手等の出納については、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。

(大王清掃センター)

文書管理について、綴られている文書が簿冊タイトルによってわかるように整理するべきであり、「志摩市文書管理規程」に基づき処理されたい。

(志摩清掃センター)

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

(阿児清掃センター)

契約に基づ〈事務の執行については、契約条項を遵守し適正に処理されたい。

(磯部清掃センター)

郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要であることから、郵便切手等の出納については、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。

【健康福祉部】

監査対象

介護保険課・健康推進課(保健センター)・地域福祉課・ふくし総合支援室・子育て支援課・(保育所・児童館・子育て支援センター・放課後児童クラブ)

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(介護保険課)

介護保険料(普通徴収分)の収入未済額について、加入者負担の公平を期する面から も、より一層その額の削減に向け引き続き努力されたい。

(健康推進課)

健康増進センター使用料の収入未済額について、消滅時効等の観点から今後回収の 見込みがある債権なのか調査されたい。

地域医療及び救急医療について、厳しい状況が続いているが近隣市町、医療機関、関係機関と連携を密にし、さらに市民への情報提供や意見交換を行い、安心安全な医療の充実に向け引き続き努められたい。

(地域福祉課)

市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、地域福祉の理念を市民に啓発しつつ、関係機関等と連携し、引き続き、「志摩市地域福祉推進計画」の推進に努められたい。

生活保護費の返還金については、的確に所得や就労の把握に努めるとともに、対象者に対し制度への理解を促しながら、その発生の防止に引き続き努力されたい。

(ふくし総合支援室)

高齢者等の総合相談窓口として、多くの相談に対応し、また、介護予防、支援事業等においては、様々な事業を展開している。

事業の実施について、広報等で周知するとともに、市民の介護予防や相談支援及び健康維持につながるよう引き続き努められたい。

(子育て支援課)

「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」が策定されたことにより、今後は保護者、地域住民への情報提供、意見交換を積極的に行い、社会情勢の変化、動向をふまえた計画の推進に努められたい。

また、保育料等の現金の取扱(管理)方法等について、人事異動による事務引継ぎがうまくなされないなど各現場で誤った認識による事務処理が見受けられた。適正な収納処理が行えるよう指導を強化するとともに収納処理のマニュアル化を推進されたい。

保育料等の収入未済額については、保護者負担の公平を期する面からも、削減に向けて引き続き努力されたい。

【産業振興部】

監査対象 農林課·水産課·商工課·観光 脚窓

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(農林課)

随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

小規模単独工事について、工事完了報告書が工期年月日等、監督職員氏名及び受理年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。

(水産課)

自立的かつ継続的に発展できる水産業を目指すため、漁業者やその他関係機関と連携をはかりつつ引き続き努められたい。

(商工課)

市民が悪徳商法等の被害に遭わないよう、消費生活相談員を毎週水曜日に配置した。引き続き関係機関と連携し、的確な対応を望む。

(観光戦略室)

文書管理において、綴られている文書が簿冊タイトルによってわかるように整理すべきであり、「志摩市文書管理規程」に基づき処理されたい。

観光協会をはじめとする観光関係団体、国、県及び市町その他関係機関と連携、協働を図り、魅力ある観光商品の開発、観光地としての知名度向上及び誘客の推進に取り組まれたい。

また、引き続きともやま公園、浜島磯体験施設「海ほおずき」、志摩パークゴルフ場、志 摩自然学校等の市内の豊富な観光資源を上手〈活用され、年間を通した集客活動に努め られたい。

【建設部】

監査対象 【建設整備課·都市計画課·住宅営繕課 】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(建設整備課)

道路及び河川排水路整備等については、鋭意努力されているところであるが、地域の活性化と市民の安全で快適な生活環境を実現するため、引き続き地域に密着した整備改良に努められたい。

技術職員等の人材育成について、社会の状況にあわせて常に最新の情報が適確に収集できる体制の構築と適時適切な研修が実施されるよう望む。

(都市計画課)

「志摩市都市計画マスタープラン」及び「志摩市緑の基本計画」が策定されたので、その施策の実現に努められたい。

地籍調査については、予算的にも厳しい状況であるが、引き続き事業の推進及び継続 に努められたい。

(住宅営繕課)

木造住宅耐震診断支援事業については、今後も引き続き耐震補強補助事業と併せて、 事業の目的及び効果について広く周知徹底され、積極的かつ効果的な事業推進に努め られたい。

技術職員等の人材育成について、社会の状況にあわせて常に最新の情報が適確に収集できる体制の構築と適時適切な研修が実施されるよう望む。

市営住宅使用料の収入未済額については、厳しい社会情勢のなか様々な問題を抱えているが、臨戸訪問の実施や督促状などの発送を随時に行うなど鋭意努力されているので、引き続き未済額の解消に向け努力されたい。

【上下水道部】

監査対象 / 水道課·下水道課

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(水道課)

「志摩市水道事業基本計画及びビジョン」に基づいた施策を着実に実行するよう努められたい。

水道使用料については、検針及び徴収等の業務委託により、営業未収金の収納率の向上に成果が現れているので、引き続き営業未収金の解消に努められたい。

技術職員等の人材育成について、社会の状況にあわせて常に最新の情報が適確に収集できる体制の構築と適時適切な研修が実施されるよう望む。

(下水道課)

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

下水道使用料過年度収入未済額(未収金)について、引き続き解消に向けて努められたい。また、市民の快適な生活環境と公共用水域の保全のため、今後もさらなる接続率の向上に努められたい。

【病院事業部】

監査対象 (志摩市民病院·浜島診療所)

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘要望事項については、次のとおりである。

(志摩市民病院)

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要であることから、郵便切手等の出納については、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。

地域医療及び救急医療について、厳しい状況が続いているが近隣市町、医療機関、関係機関と連携を密にし、市民の要望に応えられる安定した医療サービスが提供できるよう引き続き尽力されたい。

(浜島診療所)

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

【出納室】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

各所属(特に出先機関)について、統一した収納処理が行えるよう、公金管理に関する 取扱規程(要領)等の検討を要望する。また、その周知、指導も徹底されたい。

【教育委員会事務局】

監査対象

教育総務課(小、中学校・幼稚園)、学校教育指導課、生涯学習人権教育課(教育集会所・志摩文化会館・図書館・資料館・公民館・阿児アリーナ・浜島生涯学習センター)、スポーツ食育課(B&G海洋センター・給食センター)、浜島分室、大王分室、磯部分室

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

(教育総務課)

「志摩市立小中学校再編基本計画」及び「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」が策定されたことにより、今後は保護者、地域住民への情報提供、意見交換を積極的に行い社会情勢の変化、動向をふまえた計画の推進に努められたい。

奨学金の償還金収入未済額について、債権の回収に引き続き積極的な取り組みを要望する。

また、幼稚園保育料等の現金の取扱(管理)方法等について、人事異動による事務引継ぎがうまくなされないなど各現場で誤った認識による事務処理が見受けられた。適正な収納処理が行えるよう指導を強化するとともに収納処理のマニュアル化を推進されたい。

幼稚園保育料等の収入未済額については、保護者負担の公平を期する面からも、削減に向け引き続き努力されたい。

(スポーツ食育課)

補助金交付団体等については、以前に比べて改善は見られるが、その団体の事務体制も自主、自立の運営が図れるように引き続き推進されたい。

一部の学校で給食費の滞納が見られ、その滞納整理に鋭意努力されている。滞納については、その額を解消できるよう、引き続き学校及び給食センターと連携し取り組まれたい。

給食センターの現場においては、限られた予算の執行、また食物アレルギーの対応に 苦慮されている。特に代替食や除去食を作るに当たっては、食の安全の確保に努め事故 のないよう引き続き注意されたい。

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

(学校教育指導課)

教職員のネットワークシステムが構築できたことにより、セキュリティが万全になったので学校における個人情報の漏えい、また、外部記録媒体の紛失といった危険が回避できるようになった。今後は学校現場において、ネットワークシステムを利用した事務処理に努めるよう、引き続き周知、指導されたい。

(生涯学習人権教育課)

補助金交付団体等については、以前に比べて改善は見られるが、その団体の事務体制も自主、自立の運営が図れるように引き続き推進されたい。

【農業委員会事務局】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。

【監査委員事務局】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。 共通事項を除いて特に述べることはない。